

法務省民二第553号
令和6年3月27日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(旧氏併記関係)(通達)

不動産登記規則等の一部を改正する省令(令和6年法務省令第7号。以下「改正省令」という。)による改正後の不動産登記規則(平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。)の規定に基づく不動産登記事務の取扱い(旧氏併記関係。令和6年4月1日施行)については、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中、「令」とあるのは不動産登記令(平成16年政令第379号)を、「準則」とあるのは不動産登記事務取扱手続準則(平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達)をいいます。

記

第1部 本通達の趣旨

本通達は、所有権の登記名義人の氏名への旧氏併記に係る改正省令の施行に伴い、その取扱いにおいて留意すべき事項を明らかにしたものである。

第2部 旧氏併記に関する事務の取扱い

第1 通則

1 併記する旧氏

所有権の登記名義人の氏名に併記できる旧氏は、氏に変更があった者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいうとされた(規則第158条の34

第1項、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13。）。

併記される旧氏は、所有権の登記の登記事項ではなく、登記名義人の氏名を補足する事項である。

2 旧氏の併記が可能な者

旧氏は所有権の登記名義人の氏名にのみ併記することができ、所有権の登記名義人以外の者は、旧氏併記の対象とはならない。

また、日本の国籍を有しない者は、旧氏併記の対象とはならない。

したがって、これらの者が旧氏の併記を申し出ることにはできない。

3 旧氏が併記される場合

所有権の登記名義人の氏名に旧氏が併記されるのは、次の場合である。

(1) 新たに所有権の登記名義人となる登記等の申請に伴い、申請人が、旧氏の併記の申出をした場合（規則第158条の34）。

(2) 所有権の登記名義人が、登記の申請を伴わずに旧氏の併記の申出をした場合（規則第158条の35）。

なお、以下では前記(1)の申出を「登記申請に伴う旧氏併記の申出」といい、前記(2)の申出を「旧氏併記の申出」又は「登記申請を伴わない旧氏併記の申出」というものとする。

第2 登記申請に伴う旧氏併記の申出

1 申出をすることができる場合

次に掲げる登記を申請する場合において、次の(1)及び(2)に定める者（当該登記の申請人である場合に限る。）は、登記官に対し、その一の旧氏を申請情報の内容として、当該旧氏を登記記録に記録するよう申し出ることができる。ただし、併記する旧氏が登記すべき氏と同一であるときはこの限りでない（規則第158条の34第1項）。

(1) 所有権の保存若しくは移転の登記、合体による登記等（不動産登記法（平成16年法律第123号）第49条第1項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときに限る。）又は所有権の更正の登記（その登記によって所有権の登記名義人となる者があるときに限る。） 所有権の登記名義人となる者

(2) 所有権の登記名義人の氏についての変更の登記又は更正の登記 所有権の登記名義人

この1に定める者以外の者は、登記申請に伴う旧氏併記の申出をすることはできない。

また、所有権の登記名義人の名や住所のみについての変更の登記又は更正の登記の申請に際して登記申請に伴う旧氏併記の申出をすることはできない。

なお、旧氏が併記されている所有権の登記名義人の氏名について(2)に掲げる登記（氏の変更の登記）の申請をするときは、登記申請に伴う旧氏併記の申出をしない限り、変更後の氏に旧氏は併記されない。

2 申出の方法

登記申請に伴う旧氏併記の申出は、前記1(1)又は(2)に定める者の旧氏を登記申請の申請情報の内容とする方法により行うものとする。具体的には、申請情報である登記権利者の氏名に括弧を付して旧氏及び名を併記する方法によるものとする。

3 併記を申し出ることのできる旧氏

前記1(2)に掲げる登記（氏の変更の登記）に際し登記申請に伴う旧氏併記の申出をする場合において、当該登記記録に所有権の登記名義人の旧氏が記録されているときは、当該申出に係る旧氏は、当該登記記録に記録されている旧氏又は当該旧氏より後に称していた旧氏でなければならないとされた（規則第158条の34第2項）。

4 旧氏を証する情報

登記申請に伴う旧氏併記の申出をする場合には、前記1(1)又は(2)に定める者の旧氏を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（以下この第2において「旧氏を証する情報」という。）をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないとされた（規則第158条の34第3項）。

(1) 旧氏を証する情報の内容

旧氏を証する情報は、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。

ア 前記1(1)に掲げる登記（新たに所有権の登記名義人が記録され

る登記)の申請に伴い申出をする場合 所有権の登記名義人となる者の旧氏が記載された戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「戸籍謄本等」という。)

イ 前記1(2)に掲げる登記(氏の変更の登記)の申請に伴い申出をする場合 所有権の登記名義人の旧氏が記載された戸籍謄本等
ただし、アについて、前記1(1)に定める者の住所を証する情報に申出に係る旧氏が記録されているときは、これをもって旧氏を証する情報を兼ねることができるものとする。この場合には、添付情報の表示として「旧氏を証する情報(省略)」の例によりその旨を明らかにするものとする。

また、イについて、次に掲げる場合には、旧氏を証する情報の添付を省略し、又はこれをもって旧氏を証する情報を兼ねることができるものとする。この場合には、添付情報の表示として「旧氏を証する情報(省略)」の例によりその旨を明らかにするものとする。

(ア) 申出に係る旧氏が申出に係る不動産の登記記録に記録され、又は記録されていた旧氏と同一である場合

(イ) 申出に係る旧氏が変更後の氏を証する登記原因証明情報(市区町村長が作成したものに限る。)に記録されている旧氏と同一である場合

(2) 提供方法

旧氏を証する情報の提供方法は、併せてする登記申請の添付情報の提供方法の例によるものとする。なお、令附則第5条第1項の規定により旧氏を証する情報を記載した書面を提出する場合には、当該書面に記載された情報を記録した電磁的記録を提供することを要しない。

(3) 提供の省略

前記1(1)及び(2)に定める者が前記1(1)及び(2)に掲げる登記の電子申請をするに際し登記申請に伴う旧氏併記の申出をする場合において、その者が規則第43条第1項第1号に掲げる電子証明書(登記官が当該旧氏を確認することができるものに限る。)を提供したときは、

当該電子証明書の提供をもって、旧氏を証する情報の提供に代えることができる」とされた（規則第158条の34第4項）。

(4) 旧氏を証する情報を記載した書面の原本の還付

旧氏を証する情報を記載した書面の原本の還付については、規則第55条の例によるものとする。

(5) 他の共有者の持分の取得に係る登記の添付情報

旧氏が既に登記されている所有権の登記名義人が他の共有者の持分を取得することに係る所有権の移転の登記を申請する場合において、当該旧氏を申請情報の内容としたときは、前記(1)ア又はイに掲げる情報の提供を省略することができるものとする。この場合においては、規則第34条第1項第6号の添付情報の表示として「旧氏を証する情報（省略）」の例によりその旨を明らかにするものとする。

5 登記申請に伴う旧氏併記の申出の却下等

(1) 登記申請に伴う旧氏併記の申出の却下

登記申請に伴う旧氏併記の申出がされた場合において、登記申請に却下事由はないが、申出につき次に掲げる事由があるときは、別記第1号様式に基づき、決定書を作成して申出を却下した上で、登記記録に申出に係る旧氏を記録することなく登記をするものとする。ただし、申出の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでないものとする。

ア 前記1において登記申請に伴う旧氏併記の申出をすることができるとされた場合に該当しないとき。

イ 申請情報の内容とする旧氏又はその提供の方法が令又は規則の規定により定められた方式に適合しないとき。

ウ 申請情報の内容とする旧氏の内容が旧氏を証する情報の内容と合致しないとき。

エ 旧氏を証する情報が提供されないとき。

申出を却下する場合の取扱いについては、規則第38条の例によるものとする。

(2) 登記申請を却下する場合の取扱い

登記申請に伴う旧氏併記の申出がされた場合において、登記申請を却下すべきときは、当該登記申請の却下により当該申出も併せて却下されたことになる。なお、当該登記申請を却下する決定書に当該申出を却下する旨を記載する必要はなく、当該申出の却下に係る決定書を別に作成することも要しない。

6 登記記録への記録方法

登記官は、登記申請に伴う旧氏併記の申出があったときは、職権で、申出に係る旧氏を登記記録に記録するものとする（規則第158条の34第5項）。

当該登記記録への記録は、別紙1の振り合いによるものとする。

第3 登記申請を伴わない旧氏併記の申出

1 申出ができる場合

所有権の登記名義人は、登記官に対し、その一の旧氏を登記記録に記録するよう申し出ることができるとされた。ただし、当該旧氏が登記されている氏と同一であるときは、この限りでないとされた（規則第158条の35第1項）。

なお、既に記録されている旧氏の他の旧氏への変更は、本申出によりすることができる。

2 併記を申し出ることのできる旧氏

旧氏併記の申出をする場合において、当該登記記録に当該所有権の登記名義人の旧氏が記録されているときは、当該申出に係る旧氏は、当該登記記録に記録されている旧氏より後に称していた旧氏でなければならないとされた（規則第158条の35第2項）。

3 旧氏併記申出情報

(1) 旧氏併記の申出において明らかにすべき事項

ア 旧氏併記の申出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならないとされた（規則第158条の35第3項）。

(ア) 申出人の氏名及び住所

(イ) 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

(ウ) 申出の目的

(エ) 所有権の登記名義人の氏名

(オ) 所有権の登記名義人について記録すべき旧氏

(カ) 申出に係る不動産の不動産所在事項

イ 前記ア(ウ)の申出の目的の記載方法は、「何番所有権登記名義人表示変更」の振り合いによるものとする。

また、前記ア(エ)及び(オ)の記載方法は、「変更後の事項 氏名【所有権の登記名義人の氏名】(【所有権の登記名義人の旧氏及び名])」の振り合いにより、所有権の登記名義人の氏名に旧氏及び名を括弧書で併記する方法によるものとする。

(2) 不動産番号の取扱い

前記(1)ア(カ)にかかわらず、不動産番号を旧氏併記申出情報(前記(1)アに掲げる事項に係る情報をいう。以下この第3において同じ。)の内容としたときは、同(カ)に掲げる事項を旧氏併記申出情報の内容とすることを要しないとされた(規則第158条の35第4項)。

(3) 旧氏併記申出情報の内容とする事項

旧氏併記の申出においては、前記(1)ア(ア)から(カ)までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を旧氏併記申出情報の内容とするものとされた(規則第158条の35第5項)。

ア 申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先

イ 旧氏併記申出添付情報(後記6(1)に掲げる情報をいう。以下この第3において同じ。)の表示

ウ 申出の年月日

エ 登記所の表示

4 旧氏併記の申出の方法

旧氏併記の申出は、次に掲げる方法のいずれかにより、旧氏併記申出情報を登記所に提供してしなければならないとされた(規則第158条の35第6項)。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法(以下この方法による旧氏併記の申出を「電子申出」という。)

(2) 旧氏併記申出書(旧氏併記申出情報を記載した書面をいう。以下同じ。)を提出する方法(以下この方法による旧氏併記の申出を「書面

申出」という。)

5 旧氏併記申出情報の作成及び提供

旧氏併記申出情報は、一の不動産及び所有権の登記名義人ごとに作成して提供しなければならないとされた。ただし、同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産についての旧氏併記の申出が同一の所有権の登記名義人についてのその同一の旧氏に係るものであるときは、この限りでないとされた（規則第158条の35第7項）。

6 旧氏併記申出添付情報

(1) 旧氏併記の申出をする場合には、次に掲げる情報（旧氏併記申出添付情報）をその旧氏併記申出情報と併せて登記所に提供しなければならないとされた（規則第158条の35第8項）。

ア 代理人によって申出をするときは、当該代理人の権限を証する情報

イ 前記3(1)ア(ウ)に掲げる事項（所有権の登記名義人について記録すべき旧氏）を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（以下この第3において「旧氏を証する情報」という。）

(2) 電子申出における前記(1)アの情報（代理人の権限を証する情報）については、作成者の電子署名を要しない。

書面申出における同情報を記載した書面には、作成者の押印又は署名を要しない。

7 旧氏を証する情報の内容

(1) 旧氏を証する情報は、次に掲げるものとする。

① 申出に係る旧氏が記載された戸籍謄本等

② 前記①の戸籍謄本等に記載された旧氏が申出人に係るものであることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報

③ 申出人の住所と所有権の登記名義人の住所が異なる場合にあつては、申出人と所有権の登記名義人が同一であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報

(2) 申出に係る旧氏が申出に係る不動産の登記記録に記録されていた旧氏と同一である場合には、旧氏を証する情報の提供を省略することができる。この場合には、添付情報の表示として「旧氏を証する情報（省

略)」の例によりその旨を明らかにするものとする。

- (3) 申出人の住所と所有権の登記名義人の住所が異なる場合であっても、前記(1)③の情報を提供したときは、旧氏併記の申出の前提として住所変更の登記をすることを要しない。

これに対し、申出人の氏名と所有権の登記名義人の氏名が異なる場合には、旧氏併記の申出の前提として氏名変更の登記をしなければならない。

8 旧氏併記申出添付情報の提供省略

法人である代理人によって旧氏併記の申出をする場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもって、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができることとされた（規則第158条の35第9項において準用する規則第37条の2）。

9 電子申出の方法

- (1) 電子申出における旧氏併記申出情報及び旧氏併記申出添付情報は、法務大臣の定めるところにより送信しなければならないとされた。ただし、旧氏併記申出添付情報の送信に代えて、登記所に旧氏併記申出添付書面（旧氏併記申出添付情報を記載した書面をいう。以下同じ。）を提出することを妨げないとされた（規則第158条の35第10項において準用する規則第158条の8第1項）。

- (2) 前記(1)本文により送信する旧氏併記申出添付情報（規則第158条の35第10項に規定する情報（前記6(1)アの情報（代理人の権限を証する情報））を除く。）は、作成者による規則第42条の電子署名が行われているものでなければならないとされた（規則第158条の35第11項において準用する令第12条第2項及び規則第158条の35第12項において準用する規則第42条）。

なお、前記(1)本文により送信する旧氏併記申出情報については、電子署名を要しない。

- (3) 前記(2)の電子署名が行われている旧氏併記申出添付情報を送信するときは、規則第43条第2項の電子証明書を併せて送信しなければならないとされた（規則第158条の35第11項において準用する

令第14条及び規則第158条の35第12項において準用する規則第43条第2項)。

10 電子申出において旧氏併記申出添付書面を提出する場合についての特例等

(1) 前記9(1)のただし書(いわゆる別送方式)により旧氏併記申出添付書面を提出するときは、旧氏併記申出添付書面を登記所に提出する旨及び各旧氏併記申出添付情報につき書面を提出する方法によるか否かの別をも旧氏併記申出情報の内容とするものとする(規則第158条の35第10項において準用する規則第158条の9第1項)。

(2) 前記(1)の場合には、当該旧氏併記申出添付書面は、旧氏併記の申出の受付の日から二日以内に提出するものとする(規則第158条の35第10項において準用する規則第158条の9第2項)。

(3) 前記(1)の場合には、申出人は、当該旧氏併記申出添付書面を提出するに際し、規則別記第4号の2様式による用紙に次に掲げる事項を記載したものを添付しなければならないとされた(規則第158条の35第10項において準用する規則第158条の9第3項)。

ア 受付番号その他の当該旧氏併記申出添付書面を旧氏併記申出情報とする申出の特定に必要な事項

イ 前記9(1)ただし書(いわゆる別送方式)により提出する旧氏併記申出添付書面の表示

(4) 電子証明書の提供による提供の省略

電子申出をする申出人が旧氏併記申出情報又は委任による代理人の権限を証する情報に規則第42条の電子署名を行い、当該申出人の規則第43条第1項第1号に掲げる電子証明書(登記官が所有権の登記名義人の旧氏を確認することができるものに限る。)を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、旧氏を証する情報の提供に代えることができる(規則第158条の35第13項)。

11 書面申出の方法

(1) 書面申出をするときは、旧氏併記申出書に旧氏併記申出添付書面を添付して提出しなければならないとされた(規則第158条の35第

1 4 項において準用する規則第 1 5 8 条の 1 0 第 1 項)。

なお、旧氏併記申出書に押印することを要しない。

(2) 旧氏併記申出書に記載する文字は、字画を明確にしなければならないとされた(規則第 1 5 8 条の 3 5 第 1 4 項において準用する規則第 1 5 8 条の 1 0 第 2 項において準用する規則第 4 5 条第 1 項)。

(3) 旧氏併記申出書につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を明らかにしなければならないとされた。この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならないとされた(規則第 1 5 8 条の 3 5 第 1 4 項において準用する規則第 1 5 8 条の 1 0 第 3 項)。

(4) 申出人又はその代理人は、旧氏併記申出書が二枚以上であるときは、各用紙に当該用紙が何枚目であることを記載することその他の必要な措置を講じなければならないとされた(規則第 1 5 8 条の 3 5 第 1 4 項において準用する規則第 1 5 8 条の 1 0 第 4 項)。

1 2 旧氏併記申出書等の送付方法

(1) 旧氏併記の申出をしようとする者が旧氏併記申出書又は旧氏併記申出添付書面を送付するときは、書留郵便又は信書便事業者による信書便の役務であって当該信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによるものとする(規則第 1 5 8 条の 3 5 第 1 4 項において準用する規則第 1 5 8 条の 1 1 第 1 項)。

(2) 前記(1)の場合には、旧氏併記申出書又は旧氏併記申出添付書面を入れた封筒の表面に旧氏併記申出書又は旧氏併記申出添付書面が在中する旨を明記するものとする(規則第 1 5 8 条の 3 5 第 1 4 項において準用する規則第 1 5 8 条の 1 1 第 2 項)。

1 3 受領証の交付の請求

(1) 書面申出をした申出人は、申出に係る登記記録への記録が完了するまでの間、旧氏併記申出書及びその旧氏併記申出添付書面の受領証の交付を請求することができるものとする。

(2) 前記(1)により受領証の交付を請求する申出人は、旧氏併記申出書

の内容と同一の内容を記載した書面を提出しなければならないものとする。

- (3) 登記官は、前記(1)による請求があった場合には、前記(2)により提出された書面に旧氏併記の申出の受付の年月日及び受付番号並びに職氏名を記載し、職印を押印して受領証を作成した上、当該受領証を交付するものとする。

1 4 旧氏併記申出添付書面の原本の還付請求

- (1) 旧氏併記申出添付書面を提出した申出人は、旧氏併記申出添付書面の原本の還付を請求することができることとされた。ただし、当該申出のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでないこととされた（規則第158条の35第14項において準用する規則第55条第1項）。

- (2) 前記(1)本文により原本の還付を請求する申出人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならないこととされた（規則第158条の35第14項において準用する規則第55条第2項）。

- (3) 登記官は、前記(1)本文による請求があった場合には、調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならないこととされた。この場合には、前記(2)の謄本と当該請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、前記(2)の謄本に原本還付の旨を記載し、これに登記官印を押印しなければならないこととされた（規則第158条の35第14項において準用する規則第55条第3項）。

なお、当該原本還付の旨の記載は、準則第30条の例によるものとする。

- (4) 前記(3)により登記官印を押印した前記(2)の謄本は、登記完了後、申請書類つづり込み帳につづり込むものとすることとされた（規則第158条の35第14項において準用する規則第55条第4項）。

- (5) 前記(3)にかかわらず、登記官は、偽造された書面その他の不正な旧氏併記申出のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができないこととされた（規則第158条の35第14項において準用する規則第55条第5項）。

- (6) 前記(3)による原本の還付は、申出人の申出により、原本を送付する方法によることができるとされた。この場合においては、申出人は、送付先の住所をも申し出なければならないとされた（規則第158条の35第14項において準用する規則第55条第6項）。
- (7) 前記(6)の場合における書面の送付は、前記(6)の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによってするものとするとしてされた（規則第158条の35第14項において準用する規則第55条第7項）。
- (8) 前記(7)の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならないとされた（規則第158条の35第14項において準用する規則第55条第8項）。
- (9) 前記(8)の指定は、告示してしなければならないとされた（規則第158条の35第14項において準用する規則第55条第9項）。

15 旧氏併記の申出の受付等

- (1) 登記官は、前記4（旧氏併記の申出の方法）により旧氏併記申出情報が登記所に提供されたときは、当該旧氏併記申出情報に係る旧氏併記の申出の受付をしなければならないとされた（規則第158条の35第15項において準用する規則第158条の14第1項）。
- (2) 前記(1)による受付は、受付帳に申出の目的、申出の受付の年月日及び受付番号並びに不動産所在事項を記録する方法によりしなければならないとされた（規則第158条の35第15項において準用する規則第158条の14第2項）。
- なお、当該受付帳は、規則第18条の2第1項の登記の申請について調製する受付帳を指す。
- (3) 登記官は、旧氏併記の申出の受付をしたときは、当該旧氏併記の申出に受付番号を付さなければならないとされた（規則第158条の35第15項において準用する規則第158条の14第3項）。
- (4) 登記官は、書面申出の受付にあつては、前記(2)により受付をする際、旧氏併記申出書に申出の受付の年月日及び受付番号を記載しなけ

ればならないとされた（規則第158条の35第15項において準用する規則第158条の14第4項）。

- (5) 前記(1)から(4)までのほか、旧氏併記の申出の受付及び旧氏併記申出書等の処理に関する取扱いについては、準則第31条及び第32条の例によるものとする。

16 調査

登記官は、旧氏併記申出情報が提供されたときは、遅滞なく、旧氏併記の申出に関する全ての事項を調査しなければならないとされた（規則第158条の35第15項において準用する規則第57条）。

17 旧氏併記の申出の却下等

- (1) 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、旧氏併記の申出を却下しなければならないものとする。ただし、当該旧氏併記の申出の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでないものとする。

ア 申出に係る不動産の所在地が当該申出を受けた登記所の管轄に属しないとき。

イ 申出に係る旧氏が登記されている氏と同一であるとき。

ウ 申出に係る旧氏が登記記録に記録されている旧氏より前に称していた旧氏であるとき。

エ 申出の権限を有しない者の申出によるとき。

オ 旧氏併記申出情報又はその提供の方法が規則により定められた方式に適合しないとき。

カ 旧氏併記申出情報の内容である不動産が登記記録と合致しないとき。

キ 旧氏併記申出情報の内容が旧氏併記申出添付情報の内容と合致しないとき。

ク 旧氏併記申出添付情報が提供されないとき。

- (2) 登記官は、前記(1)ただし書の期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該旧氏併記の申出を却下することはできないものとする。

- (3) 登記官は、旧氏併記の申出を却下するときは、別記第2号様式に基づき、決定書を作成して、これを申出人に交付するものとする。ただし、代理人によって旧氏併記の申出がされた場合は、当該代理人に交付すれば足りるものとする。
- (4) 前記(3)の交付は、当該決定書を送付する方法によりすることができるものとする。
- (5) 登記官は、旧氏併記申出添付書面が提出された場合において、旧氏併記の申出を却下したときは、旧氏併記申出添付書面を還付するものとする。ただし、偽造された書面その他の不正な旧氏併記の申出のために用いられた疑いがある書面については、この限りでないものとする。
- (6) 前記(1)から(5)までのほか、旧氏併記の申出の却下に関する取扱いについては、準則第28条の例によるものとする。

18 旧氏併記の申出の補正期限の連絡等

旧氏併記の申出の補正期限の連絡等に関する取扱いについては、準則第36条の例によるものとする。

19 旧氏併記の申出の取下げ

- (1) 旧氏併記の申出の取下げは、次のア及びイに掲げる旧氏併記の申出の区分に応じ、当該ア及びイに定める方法によってしなければならないものとする。
 - ア 電子申出 規則第158条の17第1項において準用する規則第39条第1項第1号の例により電子情報処理組織を使用して旧氏併記の申出を取り下げる旨の情報を登記所に提供する方法
 - イ 書面申出 旧氏併記の申出を取り下げる旨の情報を記載した書面を登記所に提出する方法
- (2) 旧氏併記の申出の取下げは、申出に係る登記記録への記録がされた後は、することができないものとする。
- (3) 登記官は、旧氏併記申出書又は旧氏併記申出添付書面が提出された場合において、旧氏併記の申出の取下げがされたときは、旧氏併記申出書又は旧氏併記申出添付書面を還付するものとする。ただし、偽造された書面その他の不正な旧氏併記の申出のために用いられた疑いが

ある書面については、この限りでないものとする。

- (4) 前記(1)から(3)までのほか、旧氏併記の申出の取下げに関する取扱いについては、準則第29条の例によるものとする。

20 登記記録への記録の方法等

(1) 旧氏の併記の記録方法

ア 登記官は、旧氏併記の申出があったときは、職権で、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によって登記記録に記録するものとする(規則第158条の35第16項)。

(ア) 登記の目的

(イ) 申出の受付の年月日及び受付番号

(ウ) 登記原因及びその日付

(エ) 所有権の登記名義人の氏名

(オ) 申出に係る旧氏

前記(ア)の登記の目的は「何番登記名義人表示変更」と、前記(ウ)の登記原因は「申出」と、登記原因の日付は旧氏併記の申出の受付の年月日とする。

イ 登記官は、前記アの記録をするときは、従前の所有権の登記名義人の氏名を抹消する記号を記録しなければならない(規則第158条の35第17項)。

(2) 旧氏の併記の記録例

旧氏併記の申出による登記記録への記録は、別紙2の振り合いによるものとする。

21 旧氏併記の申出の完了通知

(1) 登記官は、前記20による記録(申出に係る旧氏を登記記録に記録)をしたときは、申出人に対し、職権による記録が完了した旨を通知しなければならない(規則第158条の35第18項において準用する規則第158条の18第1項)。

(2) 前記(1)の通知は、当該記録に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない(規則第158条の35第18項において準用する規則第158条の18第2項)。

ア 申出の受付の年月日及び受付番号

イ 不動産所在事項

ウ 登記の目的

(3) 前記(1)の通知は、次のア及びイに掲げる旧氏併記の申出の区分に応じ、当該ア及びイに定める方法によるとされた（規則第158条の35第18項において準用する規則第158条の18第3項）。

ア 電子申出 法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された通知事項（職権による記録が完了した旨及び前記(2)アからウまでに掲げる事項をいう。以下同じ。）を電子情報処理組織を使用して送信し、これを申出人又はその代理人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 書面申出 通知事項を記載した書面を交付する方法

なお、前記(1)の通知は、別記第3号様式又はこれに準ずる様式により行うものとする。

(4) 送付の方法により通知事項を記載した書面の交付を求める場合には、申出人は、その旨及び送付先の住所を旧氏併記申出情報の内容としなければならないとされた（規則第158条の35第18項において準用する規則第158条の18第4項）。

(5) 送付の方法により通知事項を記載した書面を交付する場合における書面の送付は、前記(4)の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによってするものとされた（規則第158条の35第18項において準用する規則第158条の18第5項において準用する規則第55条第7項）。

(6) 前記(5)の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならないとされた（規則第158条の35第15項において準用する規則第158条の18第5項において準用する規則第55条第8項）。

(7) 前記(6)の指定は、告示してしなければならないとされた（規則第158条の35第18項において準用する規則第158条の18第5

項において準用する規則第55条第9項)。

(8) 登記官は、次に掲げる場合には、前記(1)にかかわらず、申出人に対し、職権による記録が完了した旨の通知をすることを要しないとされた(規則第158条の35第18項において準用する規則第158条の18第6項)。

ア 前記(3)アの方法により通知する場合において、通知を受けるべき者が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から30日を経過しても、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該通知事項を記録しないとき。

イ 前記(3)イの方法により通知する場合において、通知を受けるべき者が、登記完了の時から三月を経過しても、通知事項を記載した書面を受領しないとき。

なお、前記イの場合には、通知事項を記載した書面は適宜廃棄して差し支えない。送付の方法により通知事項を記載した書面を交付する場合において、当該書面が返戻されたときも、同様とする。

2.2 旧氏併記申出情報等の保存

旧氏併記申出情報及びその旧氏併記申出添付情報その他の旧氏併記の申出に関する登記簿の附属書類については、権利に関する登記の申請情報及びその添付情報その他の登記簿の附属書類と同様に保存するものとする。

なお、申請書類つづり込み帳には、権利に関する登記の申請と旧氏併記の申出とを区別せず、受付番号の順序に従ってこれらの書類をつづり込むものとする。

第4 旧氏併記の終了申出

1 申出ができる場合

登記記録に旧氏が記録されている所有権の登記名義人は、登記官に対し、当該旧氏の記録を希望しない旨を申し出ることができる(規則第158条の36第1項)。

2 旧氏併記申出情報

(1) 旧氏併記の終了申出において明らかにすべき事項等

ア 前記1の申出（以下「旧氏併記の終了申出」という。）は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならないとされた（規則第158条の36第2項において準用する規則第158条の35第3項（第5号を除く。）。）。

(ア) 申出人の氏名及び住所

(イ) 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

(ウ) 申出の目的

(エ) 所有権の登記名義人の氏名

(オ) 申出に係る不動産の不動産所在事項

イ 前記ア(ウ)の申出の目的の記載方法は、「何番所有権登記名義人表示変更」の振り合いによるものとする。

ウ 前記アに掲げる事項のほか、登記記録に記録されている所有権の登記名義人の旧氏の記録を希望しない旨を明らかにしなければならないとされた（規則第158条の36第1項）。

この旧氏の記録を希望しない旨を明らかにする方法は、「変更後の事項 氏名【所有権の登記名義人の氏名】」の例により、前記ア(エ)の事項（所有権の登記名義人の氏名）に旧氏を併記しない方法によるものとする。

(2) 旧氏併記申出情報に関する他の取扱い

登記申請を伴わない旧氏併記の申出における不動産番号（前記第3の3(2)）、旧氏併記申出情報の内容とする事項（前記第3の3(3)）、旧氏併記の申出の方法（前記第3の4）及び旧氏併記申出情報の作成及び提供（前記第3の5）に係る取扱いは、旧氏併記の終了申出について準用するとされた（規則第158条の36第2項において準用する規則第158条の35第4項から第7項まで）。

3 旧氏併記申出添付情報

(1) 旧氏併記の終了申出をする場合において、代理人によって申出をするときは、当該代理人の権限を証する情報を旧氏併記申出情報（前記2(1)アに掲げる事項に係る情報をいう。以下この第4において同じ。）と併せて登記所に提供しなければならないとされた（規則第1

58条の36第2項において準用する規則第158条の35第8項第1号)。

(2) 法人である代理人によって旧氏併記の終了申出をする場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもって、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができるとされた(規則第158条の36第2項において準用する規則第158条の35第9項において準用する規則第37条の2)。

(3) 申出人の住所と所有権の登記名義人の住所が異なる場合にあつては、申出人の申出権限を明らかにするため、前記(1)に掲げる情報のほか、申出人が所有権の登記名義人であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報を提供しなければならない。

4 電子申出及び書面申出の方法

登記申請を伴わない旧氏併記の申出における電子申出の方法(前記第3の9)、電子申出において旧氏併記申出添付書面を提供する場合についての特例等(前記第3の10)及び書面申出の方法(前記第3の11)の取扱いについては、旧氏併記の終了申出について準用するとされた(規則第158条の36第2項において準用する規則第158条の35第10項及び第14項)。

5 旧氏併記の終了申出に係るその他事項の取扱い

(1) 登記申請を伴わない旧氏併記の申出における旧氏併記申出書等の送付方法(前記第3の12)、旧氏併記申出添付書面の原本の還付請求(前記第3の14)、旧氏併記の申出の受付等(前記第3の15)及び調査(前記第3の16)の取扱いについては、旧氏併記の終了申出について準用するとされた(規則第158条の36第2項において準用する規則第158条の35第14項及び第15項)。

(2) 登記申請を伴わない旧氏併記の申出における受領証の交付の請求(前記第3の13)の取扱いは、旧氏併記の終了の申出があった場合について準用するものとする。

(3) 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、旧氏併記の終了申出を却下しなければならないものとする。この場合における却

下決定書は別記第4号様式に基づき作成するほかは、登記申請を伴わない旧氏併記の申出における旧氏併記の申出の却下等（前記第3の17）、旧氏併記の申出の補正期限の連絡等（前記第3の18）及び旧氏併記の申出の取下げ（前記第3の19）の取扱いを準用するものとする。

ア 申出に係る不動産の所在地が当該申出を受けた登記所の管轄に属しないとき。

イ 所有権の登記名義人の氏名に旧氏が併記されていないとき。

ウ 申出の権限を有しない者の申出によるとき。

エ 旧氏併記申出情報又はその提供の方法が規則により定められた方式に適合しないとき。

オ 旧氏併記申出情報の内容である不動産が登記記録と合致しないとき。

カ 旧氏併記申出添付情報（前記3(1)及び(3)に掲げる情報をいう。以下この第4において同じ。）が提供されないとき。

6 登記記録への記録の方法等

(1) 旧氏併記の終了の記録方法

ア 登記官は、旧氏併記の終了申出があったときは、職権で、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によって登記記録に記録するものとするときとされた（規則第158条の36第3項）。

(ア) 登記の目的

(イ) 申出の受付の年月日及び受付番号

(ウ) 登記原因及びその日付

(エ) 所有権の登記名義人の氏名

前記(ア)の登記の目的は「何番登記名義人表示変更」と、前記(ウ)の登記原因は「申出」と、登記原因の日付は旧氏併記の終了申出の受付の年月日とする。

イ 登記官は、前記アの記録をするときは、従前の所有権の登記名義人の氏名及び旧氏を抹消する記号を記録しなければならないときとされた（規則第158条の36第4項）。

(2) 旧氏併記の終了の記録例

旧氏併記の終了申出による登記記録への記録は、別紙3の振り合いによるものとする。

7 旧氏併記の終了申出の完了通知

登記官は、前記6による記録（申出に係る旧氏併記の終了を登記記録に記録）をしたときは、申出人に対し、職権による記録が完了した旨を通知しなければならないとされた（規則第158条の36第5項において準用する規則第158条の35第18項において準用する規則第158条の18）。この場合の取扱いは、前記第3の21の例によるものとする。

8 旧氏併記申出情報等の保存

旧氏併記申出情報及びその旧氏併記申出添付情報その他の旧氏併記の終了申出に関する登記簿の附属書類については、権利に関する登記の申請情報及びその添付情報その他の登記簿の附属書類と同様に保存するものとする。この場合の取扱いは、前記第3の22の例によるものとする。

第5 相続人申告登記への準用

1 相続人申出等に伴う旧氏併記の申出

登記申請に伴う旧氏併記の申出に関する規定（規則第158条の34）は、相続人申出をする場合における申出人又は相続人申告名義人（当該申出の申出人である場合に限る。）の氏についての変更又は更正の申出をする場合における当該相続人申告名義人について準用するとされた（規則第158条の37）。

この場合の取扱いについては、前記第1及び第2の例によるものとする。

2 相続人申出等を伴わない旧氏併記の申出

登記申請を伴わない旧氏併記の申出に関する規定（規則第158条の35）は、登記記録に旧氏が記録されている相続人申告名義人について準用するとされた（規則第158条の37）。

この場合の取扱いについては、前記第1及び第3の例によるものとする。

3 相続人申告登記に係る旧氏併記の終了

旧氏併記の終了に関する規定（規則第158条の36）は、登記記録

に旧氏が記録されている相続人申告名義人について準用するとされた（規則第158条の38）。

この場合の取扱いについては、前記第4の例によるものとする。

第6 経過措置

登記申請を伴わない旧氏併記の申出における電子申出に関する規定（第5の2で準用する場合を含む。）は、規則附則第3条第1項の規定による改製を終えていない登記簿（電子情報処理組織による取扱いに適合しない登記簿を含む。）に係る申出については、適用しないとされた（改正省令附則第3条）。

第7 旧氏が記録された登記原因証明情報等の取扱い

所有権の登記名義人の氏名に旧氏が併記されている場合において、その不動産の権利に関する登記の申請における登記原因証明情報その他の添付情報に作成者の氏として当該旧氏のみが記載されているときは、添付情報における旧氏の記載をもって当該所有権の登記名義人の氏の記載があったものとみなして差支えない。

第8 その他

前記第1から第7までのほか、旧氏の併記に関する事務の取扱いについては、その性質上適当でないものを除き、権利に関する登記の申請に関する事務の取扱いの例によるものとする。

なお、旧氏が併記されている不動産について、住所変更の登記、分筆の登記、合筆の登記等をする場合における登記記録への記録は、別紙4の振り合いによるものとする。

○旧氏併記に関する記録例（登記申請に伴う旧氏併記の申出関係）

(注) 旧氏の併記方法を示したものである。

1 所有権の保存の登記と同時に併記をする場合

(1) 単有の場合

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者 何市何町何番地 法 務 花 子 (登 記 花 子)

(2) 共有の場合

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	共有者 何市何町何番地 持分5分の3 法 務 太 郎 何市何町何番地 5分の2 法 務 花 子 (登 記 花 子)

2 所有権の移転の登記と同時に併記をする場合

(1) 単有の場合

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
5	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 法 務 太 郎 (登 記 太 郎)

(2) 共有の場合

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
5	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分5分の3 法 務 太 郎 (登 記 太 郎) 何市何町何番地 5分の2 法 務 花 子

3 合体による登記（法第49条第1項後段の規定により申請を併せてする所有権の登記と同時に併記をする場合

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	合体による所有権登記	余白	共有者 何市何町何番地 持分3分の2 法務太郎 何市何町何番地 3分の1 法務花子 (登記花子) 令和何年何月何日登記 法務花子持分につき令和何年何月何日受付第何号

4 所有権の更正の登記と同時に併記をする場合

(1) 単有名義を共有名義にする場合

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者 何市何町何番地 甲 某
付記1号	1番所有権更正	令和何年何月何日 第何号	原因 錯誤 共有者 何市何町何番地 持分2分の1 甲 某 何市何町何番地 2分の1 法務花子 (登記花子)

(2) 共有名義を単有名義にする場合

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日相続 共有者 何市何町何番地 持分2分の1 法務太郎 何市何町何番地 2分の1 乙 某
付記1号	2番所有権更正	令和何年何月何日 第何号	原因 錯誤 所有者 何市何町何番地 法務太郎 (登記太郎)

5 登記名義人の氏の変更又は更正の登記と同時に併記をする場合

(注) 名のみの変更の登記と併せて旧氏を併記することはできない。

(1) 氏名の変更

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記何号	何番登記名義人氏名変更	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日氏名変更 氏名 法務太郎 (登記太郎)

(2) 氏名及び住所の変更

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記何号	何番登記名義人住所、氏名変更	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日氏名変更 令和何年何月何日住所移転 氏名住所 何市何町何番地 法務花子 (登記花子)

(3) 氏名の更正及び住所移転

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記何号	何番登記名義人住所、氏名変更、更正	令和何年何月何日 第何号	原因 錯誤、令和何年何月何日住所移転 氏名住所 何市何町何番地 法務太郎 (登記太郎)

(4) 氏名の更正

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記何号	何番登記名義人氏名更正	令和何年何月何日 第何号	原因 錯誤 氏名 法務花子 (登記花子)

(5) 住所及び氏名の更正

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記何号	何番登記名義人住所、氏名更正	令和何年何月何日 第何号	原因 錯誤 氏名住所 何市何町何番地 法務太郎 (登記太郎)

(6) 共有者の一人の氏名の更正

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記何号	何番登記名義人氏名更正	令和何年何月何日 第何号	原因 錯誤 共有者法務花子の氏名 法務花子 (登記花子)

6 中間相続人がない相続人申告登記と同時に併記をする場合

(1) 単有の登記名義人の相続人が単独でした相続人申出の場合

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因 昭和何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 甲 某
付記1号	相続人申告	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日申出 相続開始年月日 昭和何年何月何日 甲某の相続人として申出があった者 何市何町 何番地 法務太郎 (登記太郎)

(2) 共有者の一人の相続人が単独でした相続人申出の場合

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因 昭和何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分2分の1 甲 某 何市何町何番地 2分の1 乙 某
付記1号	相続人申告	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日申出 相続開始年月日 昭和何年何月何日 甲某の相続人として申出があった者 何市何町 何番地 法務花子 (登記花子)

(3) 単有の登記名義人の相続人が複数人でした相続人申出の場合

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因 昭和何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 法務太郎 (登記太郎)
付記1号	相続人申告	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日申出 相続開始年月日 昭和何年何月何日 法務太郎の相続人として申出があった者 何市何町何番地 法務花子 (登記花子) 何市何町何番地 丙 某

○旧氏併記に関する記録例（登記申請を伴わない旧氏併記の申出関係）

(注) 旧氏の併記方法を示したものである。

1 所有権の保存の登記に併記をする場合

(1) 単有の場合

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者 何市何町何番地 法 務 太 郎
付記1号	1番登記名義人表示変更	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日申出 氏名 法務太郎（登記太郎）

(2) 共有の場合

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	共有者 何市何町何番地 持分5分の3 法 務 太 郎 何市何町何番地 5分の2 法 務 花 子
付記1号	1番登記名義人表示変更	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日申出 共有者法務花子の氏名 法務花子（登記花子）

2 所有権の移転の登記に併記をする場合

(1) 単有の場合

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
5	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 法 務 太 郎
付記1号	5番登記名義人表示変更	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日申出 氏名 法務太郎（登記太郎）

(2) 共有の場合

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
5	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分2分の1 法 務 花 子 何市何町何番地 2分の1 甲 某
付記1号	5番登記名義人表示変更	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日申出 共有者法務花子の氏名 法務花子（登記花子）

3 相続人申告名義人に併記をする場合

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
2	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因 昭和何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 法 務 太 郎
付記1号	相続人申告	令和6年何月何日 第何号	原因 令和6年何月何日申出 相続開始年月日 昭和何年何月何日 法務太郎の相続人として申出があった者 何市 何町何番地 法 務 花 子
付記1号 の付記1号	2番付記1号名義人表示変更	令和8年何月何日 第何号	原因 令和8年何月何日申出 氏名 法務花子(登記花子)

○旧氏併記に関する記録例（旧氏併記の終了申出関係）

(注) 旧氏併記の終了方法を示したものである。

1 登記申請に伴う旧氏併記の申出による旧氏併記がされている場合

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
5	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分5分の3 法務太郎 (登記太郎) 何市何町何番地 5分の2 法務花子
付記1号	5番登記名義人表示変更	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日申出 共有者法務太郎の氏名 法務太郎

2 登記申請を伴わない旧氏併記の申出による旧氏併記がされている場合

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者 何市何町何番地 法務太郎
付記1号	1番登記名義人表示変更	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日申出 氏名 法務太郎 (登記太郎)
付記2号	1番登記名義人表示変更	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日申出 氏名 法務太郎

○旧氏併記に関する記録例（旧氏が併記されている不動産に対して登記する場合の記録関係）

（注） 旧氏の併記方法を示したものである。

1 旧氏が併記された者の住所変更の登記をする場合

権 利 部 （甲区） （所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
5	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日売買 共有者 <u>何市何町何番地</u> 持分5分の3 法 務 太 郎 （ 登 記 太 郎 ） 何市何町何番地 5分の2 法 務 花 子
付記1号	5番登記名義人住所変更	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日住所移転 共有者法務太郎の住所 <u>何市何町何番地</u>

（注） 旧氏が併記されていない場合に住所変更の登記と併せて旧氏を併記することはできない。

2 旧氏が併記されている土地の合筆の登記をする場合

(1) 甲土地と乙土地に併記されている旧氏が同一の場合（国土調査の成果により、甲土地に乙土地を合筆する場合の例）

(甲土地)

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
2	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因 昭和何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 法 務 花 子
付記1号	2番登記名義人表示変更	令和8年何月何日 第何号	原因 令和8年何月何日申出 氏名 法務花子(登記花子)

(乙土地)

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
5	所有権移転	令和9年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 法 務 花 子 (登 記 花 子)

(合筆後の甲土地)

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
3	合併による所有権登記	余 白	所有者 何市何町何番地 法 務 花 子 (登 記 花 子) 令和10年何月何日登記

(2) 甲土地のみに旧氏が併記されている場合（国土調査の成果により、甲土地に乙土地を合筆する場合の例）

(甲土地)

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
2	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 法 務 太 郎 (登 記 太 郎)

(乙土地)

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
5	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因 昭和何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 法 務 太 郎

(合筆後の甲土地)

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
3	合併による所有権登記	余 白	所有者 何市何町何番地 法 務 太 郎 (登 記 太 郎) 令和10年何月何日登記

(3) 乙土地のみに旧氏が併記されている場合（国土調査の成果により、甲土地に乙土地を合筆する場合の例）

(甲土地)

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
2	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因 昭和何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 法 務 花 子

(乙土地)

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
5	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 法 務 花 子 (登 記 花 子)

(合筆後の甲土地)

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
3	合併による所有権登記	余 白	所有者 何市何町何番地 法 務 花 子 (登 記 花 子) 令和10年何月何日登記

3 旧氏が併記されている土地の分筆の登記をする場合

(1) 甲土地が単有の場合（甲土地から乙土地を分筆する場合）

(甲土地)

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 法務太郎 (登記太郎)

(乙土地)

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 法務太郎 (登記太郎) 順位2番の登記を転写 令和10年何月何日受付 第何号

(2) 甲土地が共有の場合（甲土地から乙土地を分筆する場合）

(甲土地)

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分5分の3 法務太郎 何市何町何番地 5分の2 法務花子 (登記花子)
付記1号	1番登記名義人表示変更	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日申出 氏名 法務太郎 (登記太郎)

(乙土地)

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分5分の3 法務太郎 (登記太郎) 何市何町何番地 5分の2 法務花子 (登記花子) 順位2番の登記を転写 令和10年何月何日受付 第何号

(注) 付記登記がある場合であっても、旧氏を併記した氏名に引き直して記録するものとする。

決 定

住所

申出人（申請人）

令和何年何月何日受付第何号登記申請事件に伴う旧氏併記の申出は、（申出の権限を有しない者の申出によるものである／不動産登記規則第158条の34第1項各号に掲げる登記を申請する場合に該当しない／申請情報の内容とされた旧氏又はその提供の方法が不動産登記令又は不動産登記規則の規定により定められた方式に適合しない／申請情報の内容とされた旧氏の内容が旧氏を証する情報の内容と合致しない／旧氏を証する情報が提供されない）ため、これを却下する。

令和 年 月 日

法務局 出張所
登記官

職印

決 定

住所
申出人

令和何年何月何日受付第何号旧氏併記申出事件に係る旧氏併記の申出は、（申出に係る不動産の所在地が当該申出を受けた登記所の管轄に属しない／申出に係る旧氏が登記されている氏と同一である／申出に係る旧氏が既に記録されている／申出に係る旧氏が登記記録に記録されている旧氏より前に称していた旧氏である／申出の権限を有しない者の申出によるものである／旧氏併記申出情報又はその提供の方法が不動産登記規則により定められた方式に適合しない／旧氏併記申出情報の内容である不動産が登記記録と合致しない／旧氏併記申出情報の内容が旧氏併記申出添付情報の内容と合致しない／旧氏併記申出添付情報が提供されない）ため、これを却下する。

令和 年 月 日

法務局 出張所
登記官

職印

別記第3号（第2部第3の20関係）

申出に基づく職権登記完了通知

次の申出に基づく職権登記が完了したことを通知します。

申出受付年月日		
申出受付番号		
登記の目的		
不動産		

※「登記の目的」欄に表示されている内容は、「不動産」欄の最初に表示されている不動産に記録された登記の目的です。

以上

年 月 日

法務局

登記官

出張所

決 定

住所
申出人

令和何年何月何日受付第何号旧氏併記申出事件に係る旧氏併記の終了申出は、
（申出に係る不動産の所在地が当該申出を受けた登記所の管轄に属しない／所有
権の登記名義人の氏名に旧氏が併記されていない／申出の権限を有しない者の申
出によるものである／旧氏併記申出情報又はその提供の方法が不動産登記規則に
より定められた方式に適合しない／旧氏併記申出情報の内容である不動産が登記
記録と合致しない／旧氏併記申出添付情報が提供されない）ため、これを却下す
る。

令和 年 月 日

法務局 出張所
登記官

職印